

労働保険事務組合

委託事業主のしおり

(令和7年度版)



労働保険事務組合名

労働保険事務組合玉島商工会事務所

労働保険とはこんな制度です

労働保険とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で個別に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に、一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば、その事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

つまり、労働保険は政府の強制保険です。

労働保険に関する詳しいことは [労働保険特設サイト](#) **検 索** または二次元コード



事務処理委託のメリット

1. 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
2. 労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を3回に分割納付できます。
3. 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。

こんなときは

- ・新たに適用事業（支店・店舗等）を設立した時
- ・名称や所在地、事業の種類を変更した時
- ・事業を廃止した時

委託している事務組合へご連絡ください。

年度更新とは

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条）と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条）の手続が必要です。これが「年度更新」の手続です。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「保険年度」といいます。）を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）の支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

労 災 保 険 制 度

労災給付の種類

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族の方に必要な給付を行います。

傷病にかかり	こんなときは	給付の種類	こんなときは	給付の種類	
	労災保険指定医療機関にかかったとき	療養（補償）等給付 （業務災害） （複数業務要因災害） （通勤災害）	治ゆしたときに障害等級表に定める身体障害が残ったとき	障害（補償）等給付 （業務災害） （複数業務要因災害） （通勤災害）	年 金 又は 一 時 金
	非指定の医療機関にかかったとき 看護・移送等を要したとき				
	療養のため休業し賃金を受けないとき			遺族（補償）等給付 （業務災害） （複数業務要因災害） （通勤災害）	年 金 又は 一 時 金
	療養開始後1年6か月で治ゆせず傷病等級に該当するとき	傷病（補償）等年金 （業務災害） （複数業務要因災害） （通勤災害）	死亡したとき	葬祭料等（葬祭給付） （業務災害） （複数業務要因災害） （通勤災害）	
労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の結果、①血圧の測定②血中脂質検査③血糖検査④肥満度の測定の全ての項目に異常所見があるとき				二次健康診断等給付	

特別加入制度について

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人については、特別に任意で労災保険に加入することができます。これを労災保険の「特別加入制度」といいます。

○第1種特別加入制度（中小事業主等）

中小規模の事業の事業主や、その事業に従事する者のうち労災保険の対象とならない方（家族従事者、役員等）を対象とした制度です。

加入するためには、事業の労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託する必要があります。

中小事業主等とは

中小事業主等とは、以下の①、②に当たる場合をいいます。

- ① 表 1 に定める数の労働者を常時使用する事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者）
- ② 労働者以外で①の事業主の事業に従事する人（事業主の家族従事者や、中小事業主が法人その他の団体である場合の代表者以外の役員など）

労働者を通年雇用しない場合であっても、1 年間に 100 日以上労働者を使用している場合には、常時労働者を使用しているものとして取り扱われます。

表 1 【中小事業主等と認められる企業規模】

業 種	労働者数
金 融 業 保 険 業 不 動 産 業 小 売 業	50 人以下
卸 売 業 サービス業	100 人以下
上記以外の業種	300 人以下

※1 つの企業に工場や支店などがいくつかあるときは、それぞれに使用される労働者の数を合計したものになります。

※業種の区分については、原則として日本標準産業分類によることとしています。

雇用保険制度

雇用保険とは労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合などに、労働者の生活および雇用の安定を図るとともに、再就職を推進するために必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上等を図るための事業も行っています。

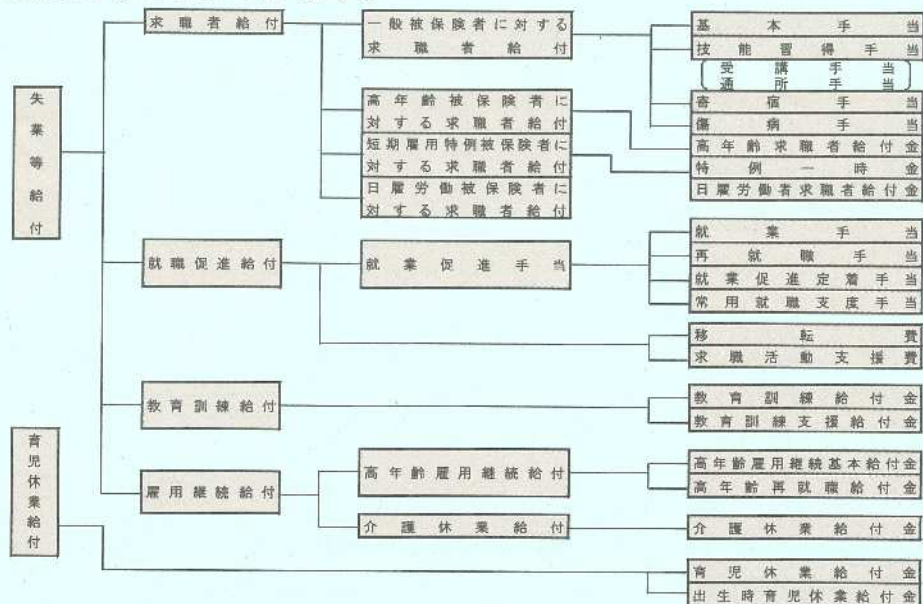
被保険者の範囲

適用事業主に雇用される労働者であって、下記の要件を満たす者は本人の意思にかかわらず、被保険者となります。

1. 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。
2. 31 日以上雇用見込みがあること。

失業等給付の種類

労働者（被保険者）が離職したとき、労働者について雇用継続が困難となる事由が生じたとき及び労働者自らが職業に関する教育訓練を受けた場合に、一定の要件で失業等給付を受けることができます。



被保険者の種類

1. 一般被保険者（65歳未満の常用労働者）
2. 高年齢被保険者（65歳以上の常用労働者）
3. 短期雇用特例被保険者（季節的に雇用される者、又は短期雇用に就くことを常態とする者）
4. 日雇労働被保険者（日々雇用される者及び30日以内の期間を定めて雇用される者）

事業主の方には

雇用保険では失業等給付等以外にも、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者の休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して支給される雇用調整助成金など、事業主等に対して支給される各種助成金があります。

労働保険料

労働保険料の算定に当たっては、対象となる労働者・被保険者及び賃金総額を正確に把握することが大切です。

労働者・被保険者

労働者・被保険者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。なお、具体的な取り扱いについては、次の事項を参照してください。

	労 災 保 険 の 労 働 者	雇 用 保 険 の 被 保 険 者
基本的な考え方	常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。 また、海外派遣者により特別加入の承認を得ている労働者は別個に申告することとなるので、その期間は対象となりません。	雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、 ①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、 ②31日以上の雇用見込みがある場合には原則として被保険者となります。 ただし、次に掲げる労働者等は除かれます。 ○季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの ・4か月以内の期間を定めて雇用される者 ・1週間の所定労働時間が30時間未満である者 ○昼間学生
法人の役員等	代表権・業務執行権を有する役員は、対象となりません。 ① 法人の役員・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上、業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱います。 ② 法令又は定款の規定により業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規定によって業務執行権を有すると認められる者は「労働者」として取り扱いません。 ③ 監査役及び監事は、法令上、使用人を兼ねることを得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合には「労働者」として取り扱います。 ※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。	原則として被保険者となりません。 ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者の性格の強いものであって、雇用関係があると認められる者に限り「被保険者」となります。この場合、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。 ※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。
同居の親族（個人経営の事業）	事業主と同居の親族は原則として「労働者」に該当しません。 ただし、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において一般事務又は現場作業等に従事し、かつ次の要件を満たす場合は、「労働者」として取り扱います。 ① 業務を行うにつき事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。 ② 就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等の条件、及び賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。	事業主と同居している親族は、原則として被保険者となりません。 ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。 ① 業務を行うにつき事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。 ② 就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等の条件、及び賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。 ③ 事業主と利益を一にする地位（役員等）にないこと。
出向労働者	出向労働者が出向先事業組織に組入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金に含めて計算し出向先で対象労働者として適用してください。	出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。
派遣労働者	・派遣元……原則としてすべての労働者を対象労働者として適用してください。 ・派遣先……原則として手続の必要はありません。	・派遣元……次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。 ①1週間の所定労働時間が20時間以上であること ②31日以上の雇用見込みがあること ・派遣先……原則として手続の必要はありません。

労災保険率（令和6年4月1日～）

事業の分類	事業の種類		労災保険率
林業	02.03	林業	1000分の52
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の18
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の37
	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドノマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	1000分の88
鉱業	23	石灰石鉱業又はドノマイト鉱業	1000分の13
	24	原油又は天然ガス鉱業	1000分の2.5
	25	採石業	1000分の37
建設業	26	その他の鉱業	1000分の26
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の34
	32	道路新設事業	1000分の11
	33	舗装工事業	1000分の9
	34	鉄道又は軌道新設事業	1000分の9
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の9.5
	38	既設建築物設備工事業	1000分の12
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の6
	37	その他の建設事業	1000分の15
製造業	41	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1000分の5.5
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の4
	44	木材又は木製品製造業	1000分の13
	45	パルプ又は紙製造業	1000分の7
	46	印刷又は製本業	1000分の3.5
	47	化学工業	1000分の4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	1000分の6
	66	コンクリート製造業	1000分の13
	62	陶磁器製品製造業	1000分の17
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の23
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の6.5
	51	非鉄金属精錬業	1000分の7
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の5
	53	鋳物業	1000分の16
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	1000分の9
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	1000分の6.5
	55	めっき業	1000分の6.5
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の5
	57	電気機械器具製造業	1000分の3
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の4
	59	船舶製造又は修理業	1000分の23
	60	計量器、光学機械時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の2.5
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の3.5
	61	その他の製造業	1000分の6
運輸業	71	交通運輸事業	1000分の4
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の8.5
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の9
	74	港湾荷役業	1000分の12
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の13
	93	ビルメンテナンス業	1000分の6
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の3
	99	金融業、保険業又は不動産業	1000分の2.5
	94	その他の各種事業	1000分の3
	90	船舶所有者の事業	1000分の42

雇用保険料率

事業の種類	令和6年度			令和7年度		
	保険率	事業主負担率	被保険者負担率	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000	14.5/1000	9/1000	5.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	17.5/1000	10.5/1000	7/1000	16.5/1000	10/1000	6.5/1000
建設の事業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000	17.5/1000	11/1000	6.5/1000

最低賃金のお知らせ

岡山県内の最低賃金は、地域別最低賃金が令和6年10月2日より改定されました。
また、産業別の最低賃金も下記のとおり改定されました。

地 域 別	最 低 賃 金	時 間 額
岡 山 県	最 低 賃 金	982 円

特 定 最 低 賃 金	時 間 額	効力発生日
耐 火 物 製 造 業	1,026 円	令和6年 12月28日
鉄 鋼 業	1,102 円	令和6年 12月8日
空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	1,054 円	令和7年 1月9日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,025 円	令和6年 12月25日
自 動 車 ・ 同 附 属 品 製 造 業	1,039 円	令和6年 12月29日
船 舶 製 造 ・ 修 理 業 , 船 用 機 関 製 造 業	1,094 円	令和6年 12月28日

産業分類は日本標準産業分類(令和5年7月改定)に基づくものです。

◆ 表に掲げる産業の事業場は、それぞれ該当する「特定最低賃金」が適用されます。

ただし、次に掲げる者については、「岡山県最低賃金」が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
なお、「鉄鋼業」「自動車・同附属品製造業」「船舶製造・修理業、船用機関製造業」については、雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

◆ 特定最低賃金が適用されない労働者は、「岡山県最低賃金」が適用されます。

◆ 次の賃金は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金

最低賃金制については、岡山労働局ホームページをご覧ください。

岡山労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>

詳しくは、岡山労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

賃金引上げ特設ページ

- ・賃金引上げに向けた取り組み事例の紹介
- ・地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索機能

詳しくは賃金引上げ
特設ページでチェック



<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingi>

賃金引上げ特設ページ 検索



支援対策

- ◎ 「働き方改革」無料相談
岡山働き方改革推進支援センター
0120-947-188
- 業務改善助成金／働き方改革推進支援助成金
問合せ先：岡山労働局雇用環境・均等室
086-224-7639
- キャリアアップ助成金
問合せ先：岡山労働局職業対策課 助成金事務室
086-238-5301

賃金引上げ
など